

## 第5回川西町第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定委員会会議録要旨

開催日時 令和6年1月11日(木)午後2時～午後3時頃  
開催場所 保健センター 集団指導室  
出席者委員 辰巳勇、安井知子、川北啓司、中川雅仁、辰巳佳正、吉村雅夫、  
薦田義治、松波芳子、伊藤彰夫、三原文子、津田志保、森田政美  
欠席委員 池田富一、河野弥生  
事務局 長寿介護課、ジェイエムシー株式会社

### 1 開会

### 2 議事

#### 【事務局説明(要点)】

#### (1) パブリックコメントの実施結果について

1. 意見募集の概要 (1) 意見募集期間、令和5年12月6日から令和5年12月20日までの期間で実施。(2) 意見募集方法、川西町のホームページに掲載と、川西町役場長寿介護課の窓口及び川西町図書館に印刷し冊子にしたものを設置。また、実施については防災無線の放送で開始日と10日の2回周知を行った。(3) 意見提出方法、郵送、ファックス、電子メール、または長寿介護課に直接持参のいずれかの方法で実施。

2. 意見募集結果 (1) 素案に対する意見提出件数及び提出者数、提出された方は一人、内容は1件。長寿介護課の窓口で直接持参。(2) ご意見・ご提案の内容及び本町の回答、意見の該当ページ74～75ページ、このページは素案のページであり、案のページとはずれている。素案の74ページから75ページに記載している、「基本方針4安心して生活できる環境の整備」「4-1の高齢者福祉」の充実の欄に対しての意見があった。意見の内容の要旨は、「急な体調変化に対応する救急駆けつけサービスの項目を追加する。高齢者が一人でも安心して暮らせるように、また家族の介護離職を防ぐことを目的として在宅の高齢者一人暮らしの方や家族が働いていて日中一人で過ごす高齢者が自宅で転倒していたり、急に具合が悪くなったりしたときに民間のセキュリティーサービス(セコム・アルソック等)と連携し、すぐに駆けつけるサービスを提供する。」という意見があった。

回答欄、町側の回答として「認知症高齢者の増加や高齢者独居世帯の増加が見込まれる中、本町としても高齢者の見守り体制を強化することの重要性を認識しております。近年ではデジタル化が進み、民間の見守りサービスが充実してきています。行政としても、高齢者個々の状態や多様なニーズに合った見守りサービスが利用しやすくなるよう情報提供に努めます。また、他市町村の取組状況等を調査し検討していきます。」との回答をしている。ご意見の内容と回答は川西町のホームページで公開している。

#### (2) 川西町第10次高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画(案)について

##### ①介護保険料の算定及び基金取崩しについて

資料3「第9期介護保険料の算定及び基金取崩しについて」前回の11月30日の会議で一旦保険料の提示をしたが、今後、国の動向により保険料算定に係る必要額が変わると伝えていた。その後、令和5年12月22日に国の社会保障審議会介護保険部会にて協議がなされ、同日付で令和6年度介護報酬改定の改定率や第9期計画期間に向けた制度改正等についての内容が確定し、通知があった。その内容を記載している。

1 ページ目。介護報酬の改定が平均でプラス1.54%改定された。保険料の段階数は、以前から伝えていたとおり13段階で決定された。低所得者保険料標準乗率及び公費軽減後の最終乗率は、前回の国の資料で示していた値とはまた違う値で、第1段階と第2段階については違う値で決定された。高所得者保険料標準乗率は、第10段階から第13段階までの率については国の資料と同じ数値で決定されている。高所得者の所得段階は、第8・9段階の境界となる基準所得金額から100万円ずつ増加で変更された。前回の国の資料では90万円ずつの区切りとなっていたものが100万円ずつに変更されている。利用者負担2割の在り方については、次期の第9期では見送られ、第10期の開始までに結論を得ると発表された。【変更】と記載している項目、この【変更】と記載している項目が前回から変わったところになり、保険料に影響の出る項目となる。

2 ページ目。前回の会議では6,592円と推計値が出ていると伝えていたが、変更があった点を反映した結果、最新の推計値で6,702円という基準額の数値が出ている。この6,702円はまだ基金を取り崩す前の基準額となる。比較して110円上がっている。主な内容としては介護報酬の改定率や、令和5年度のデータ反映をしたことによる給付費の増加、また所得段階別保険料と所得段階別加入者の割合構成後の被保険者数が変わったことにより幾らか保険料基準額を引き下げる作用がある。全て反映したところ保険料の必要額としては約1,000万円の増加となっている。これが基準額としては110円の増加につながっている。令和5年の直近のデータまで反映することで推計のベースとなる給付費が増加し、またその増加したところから推計のベース、介護報酬、改定分の給付費の増を見込んだことにより給付費が上がっている。

3 ページ目。各サービスの前回との比較グラフを付けている。

4 ページ目。基金を取り崩さない場合の基準額は6,702円と伝えたが、準備基金が約7,000万円ある内、第9期で5,170万円を取り崩し、残額を11期に取り崩す計算で保険料を算定した。5,170万円取り崩すことにより、基準額としては6,200円になる。約500円安くなる。月額6,200円を来期の基準として今回お示しする。全額取り崩した場合は約6,023円になると推計が出ている。

今回6,200円という金額でお示しする理由として、取崩額と保険料基準月額のシミュレーションのグラフ、第8期から第9期、そして第9期以降の保険料の急激な上昇を抑え、高齢者の負担が急激に上がらないように考えた。点線で全額取崩しと、実線で一部取崩しと、取崩し無しの場合のグラフがあるが、一部取崩しと実線になっているのがなるべく急激に上がらない推計の結果、6,200円という金額を算定した。令和17年では8,271円と推計が出ており、令和17年に8,271円になるとした場合、第8期から第9期、第10

期、第 11 期の上がり幅、伸び率がなるべく一定になるように算定を行った。各段階の年間保険料については、一枚物の差し替え資料、第 1 段階から第 13 段階の方が年間で幾ら保険料が掛かるか、103 ページの差し替え資料を確認していただきたい。基金の取崩額と保険料の今回の基準額について、ご協議いただき決定したいと考えている。

【会長】ただ今、事務局から説明のありました内容についてご意見、ご質問ございますでしょうか。

ただ今の事務局の説明を説明しますと、前回の委員会でご提示した標準的な月額保険料が 6,592 円でした。そこに国の介護報酬の上げられたものとか、今説明のあった変更内容を加味して最新の推計値が標準の月額 6,702 円。一枚物の 103 ページの差し替えと書いてある第 5 段階が一番標準的な所得の階層の方ですので、これが 6,702 円になるということです。そこで事務局案ですけれども、今後、令和 17 年まで一定、介護給付費の上げが見込まれますので、できるだけならかにご負担願えるのがいいのではないかとということで、今回 7,000 万円あるうちの 5,170 万円の基金を取り崩して 6,702 円のところを 6,200 円で決めればどうかという案なんですけれども、委員の皆さま、何かご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

これで、この介護保険の策定委員会のご意見としては標準月額を 6,200 円、標準年額を 74,400 円と決めて、予算化して議会の承認を得ていきます。

【事務局】保険料の条例改正がございますので、そこで議会で承認をいただくことになります。

【会長】こちらの川西町第 10 次高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定委員会のご意見としては、今述べた保険料で第 9 期、令和 6、7、8 の 3 年間、この保険料でいかせていただきたいということで決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### 【事務局説明（要点）】

(2) 川西町第 10 次高齢者福祉計画第 9 期介護保険事業計画（案）について

②前回資料（素案）からの変更点について

資料 4、前回の素案からの変更点を簡単にまとめている。

計画案の 4 ページ目、パブリックコメントの実施結果を反映している。今回のパブリックコメントの期間と人数と件数、該当の項目といった内容のみ記載している。

76 ページから 92 ページ、資料 3 で説明した各サービスの給付費や実績値を最新データに反映したもの、介護報酬の改定、平均 1.54%の報酬改定したものを反映した値となって

いる。また、96 ページから 98 ページにかけても各サービス給付費の見込みの一覧表が連動して変更になっている。

100 ページから 103 ページ、100 ページ以降の保険料の算定内容、①で所得段階別被保険者数の推計というところで基準所得金額、標準乗率を国の通知に基づき反映している。また、補正後の被保険者数も 8,630 人から 8,636 人に変更となっている。②の標準給付費及び地域支援事業費の見込み、各サービス給付費の見込み、介護報酬、こちらも平均 1.54%を反映したものとなっている。③の保険料算定に係る事業費等の算出は、第 1 号被保険者負担分の相当額、調整交付金の相当額、調整交付金見込額を変更しており、準備基金取崩額については前は 0 円と表示していたが、先ほど説明した 5,170 万円という値を入れている。④の保険料の算定は、変更後の算定額及び基金取崩額を反映しており、標準保険料額が年額で 79,100 円だったものが、74,400 円、標準保険料額は 6,592 円だったものが 6,200 円と変更している。⑤の所得段階別保険料は、差し替え資料を参照していただきたい。

令和 5 年度の見込みの数値や令和 6 年度の推計値というのが、サービス給付費見込み額は最新の実績データ、制度改正等の情報を反映させているため前回資料と比較して多数のサービスで変更が生じており、個々の内容については記載していない。また、軽微な文言の修正等は記載していない。

未修正箇所、今回 12 月下旬に国の通知があり、そこから保険料等の反映をしたが一部修正ができていない箇所がある。54 ページと 55 ページに給付費の棒グラフ、こちらの計画値が反映されていない。ただ、98 ページ以降には正しい数値が反映されている。また、97 ページの総給付費の見込み額の表、こちらも 11 月 30 日の会議の資料から差し替えが間に合わなかったため差し替えできていない、96 ページ以降のサービスごとの表は正しく反映されており、棒グラフと表については間に合わなかったため、最終的には正しいものに差し替えする。

【会長】ただ今、事務局から説明のありましたことについて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議事 2 の川西町第 10 次高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）について、この計画に基づいて令和 6 年、7 年、8 年の 3 カ年運用していきたいと思えます。そのことで委員の皆さまに確認をさせていただきます。この内容を承認とすることでよろしいでしょうか。承認いただける場合は挙手をお願いします。

（挙手あり）

【会長】ありがとうございます。賛成多数でございます。承認と確認いたしました。

【事務局】令和 6 年度から令和 8 年度については、このたびご承認いただきました事業計

画に基づき事業を展開していく予定となっております。また、保険料につきましては川西町介護保険条例の一部改定を行い、3月議会にて承認を得る予定となっております。

### 3 閉会